

6 新興感染症発生・まん延時における医療

新興感染症発生・まん延時における医療については、「京都府感染症予防計画（令和6年改訂）」として令和6年3月に策定しています。この予防計画は、本計画に付随するものであり、その内容は概ね次のとおりです。

「京都府感染症予防計画（令和6年改訂）」の概要

1 計画の位置づけ

感染症法第10条の規定による、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すものです。

2 計画の基本方針

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、まん延を防止するための措置や医療体制の整備に関する取組を推進します。

また、併せて新興感染症以外の感染症についても予防・まん延防止や医療提供体制の確保に関する取組を推進します。

3 主な対策

- 第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- 第2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- 第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第5 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
 - 1 病床
 - 2 発熱外来
 - 3 自宅療養者等への医療の提供等
 - 4 後方支援
 - 5 人材派遣
 - 6 個人防護具の備蓄等
- 第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 第7 宿泊施設の確保に関する事項
- 第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 第9 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- 第10 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 第11 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 第12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項
- 第13 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 第14 その他の重要事項
- 第15 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応